令和5年第1回長瀞町議会臨時会会議録目次

招集告示
応招・不応招議員 ····································
2月7日(火)
○開 会 ···································
○開 議
○議案等の説明のため出席した者の紹介
○町長挨拶
○議事日程の報告
○会議録署名議員の指名
○会期の決定
○報告第1号の上程、説明
・報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償額の
決定)
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
・議案第1号 令和4年度長瀞町一般会計補正予算(第5号)
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
・発議第1号 長瀞町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
○議員派遣の件
○字句の整理
○町長挨拶
○閉 会····································

○ 招 集 告 示

長瀞町告示第4号

令和5年第1回長瀞町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年2月2日

長瀞町長 大 澤 タキ江

- 1 期 日 令和5年2月7日(火)
- 2 場 所 長瀞町役場議場
- 3 付議事件
- (1) 議案第1号 令和4年度長瀞町一般会計補正予算(第5号)
- (2) 発議第1号 長瀞町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○ 応 招 · 不 応 招 議 員

応招議員(9名)

1番	村	田	光	正	君	2番	板	谷	定	美	君
3番	井	上	悟	史	君	4番	野	原	隆	男	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野		健	二	君
7番	大	島	瑠身	€ 子	君	8番	新	井	利	朗	君
9番	染	野	光	谷	君						

不応招議員(なし)

第 1 日 2月7日 (火曜日) 本 会 議

令和5年第1回長瀞町議会臨時会 第1日

令和5年2月7日(火曜日)

議 事 日 程 (第1号)

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、報告第1号の上程、説明
- 1、議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、町長挨拶
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員(9名)

1番	村	田	光	正	君	2番	板	谷	定	美	君
3番	井	上	悟	史	君	4番	野	原	隆	男	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野		健	\equiv	君
7番	大	島	瑠美	€ 子	君	8番	新	井	利	朗	君
9番	染	野	光	谷	君						

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	大	澤	タキ	江	君	教 育 長	井	深	道	子	君
総務課長	福	島	賢	_	君	企画財政 課 長	若	林	健っ	大 郎	君
会 者 者 表 計 兼 計 表 計 表 計 表 計 表 計 表 計 表 計 表 計 表 計	福	嶋	俊	晴	君	町民課長	玉	Ш		真	君
健康福祉 課 長	内	田	千 栄	子	君	産業観光 課 長	相	馬	孝	好	君
建設課長	若	林		智	君	教育次長	中	畝	康	雄	君

事務局職員出席者

事務局長 杤 原 秀 樹 書 記 石 川 正 木

◎開会の宣告 (午前9時)

○議長(板谷定美君) 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第1回長瀞町議会臨時会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にて ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回長瀞 町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(板谷定美君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由にお願いいたします。

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(板谷定美君) 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため に出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

- **\langle** -

◎町長挨拶

○議長(板谷定美君) 本臨時会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長(大澤タキ江君) おはようございます。令和5年第1回長瀞町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご健勝にてご参集いただき、厚くお礼を申し上げます。今年の冬は、連日厳しい寒さが続き、日本海側では大雪に見舞われた地域もございます。幸いにも秩父地域は、穏やかな晴天が続いておりますが、降水量が少ないことから、連日乾燥している日が続いており、水不足が心配されるところでございます。また、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は減少傾向となっておりますが、今度はインフルエンザの流行が拡大をしてきております。長瀞中学校では、先週からインフルエンザの陽性者が増えてきており、昨日6日から明日8日までの3日間、学校閉鎖となっております。これ以上学校活動に影響が出ないよう、対応してまいります。

さて、本臨時会は、地方自治法第101条第3項の規定により、長瀞町議会から議会臨時会招集請求書が提出されましたことにより、議会を招集申し上げました。

本日提案させていただいております案件につきましては、令和4年度長瀞町一般会計補正予算案の1件でございます。議案の内容等につきましては、上程されました際に改めて説明をさせていただきますので、

よろしくお願い申し上げます。

以上、臨時議会開会に当たりましてのご挨拶といたします。

◎議事日程の報告

○議長(板谷定美君) 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、お手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めて まいりますので、よろしくご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(板谷定美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、長瀞町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

8番 新井利朗君

9番 染 野 光 谷 君

以上の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(板谷定美君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(板谷定美君) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定いたしました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長(板谷定美君) 日程第3、報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定)を議題といたします。

報告は、お手元に配付してあるとおりでございます。

報告理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) 報告第1号 専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同法

同条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

- ○議長(板谷定美君) 報告の内容等について総務課長の説明を求めます。 総務課長。
- ○総務課長(福島賢一君) それでは、報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定)をご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、議会の議決により指定されました町長の専決処分事項、和解及び損害賠償額の決定につきまして、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。

それでは、処分事項の概要につきましてご説明させていただきます。報告書及び専決処分書の2枚目の 左上に別紙と書かれましたA4横の資料を御覧ください。

初めに、今回の処分は、今年度発生した公用車運転中の事故2件に伴う人身及び物損事故につきまして、 和解及び損害賠償額の決定を令和4年12月28日付で専決処分したものでございます。

まず、1件目の相手方は、熊谷市在住の方でございます。事故の概要につきましては、令和4年8月9日午後2時15分頃、職員が公用車で県道長瀞玉淀自然公園線を寄居方面に走行中、大字井戸108番地1付近におきまして、駐車場に入るため左折したところ、後方から直進してきた大型バイクを巻き込み、同車が破損し、相手方が負傷してしまったものでございます。

和解の内容は、物損事故につきましては、町側の過失割合を9割とし、人身事故につきましては、治療に要した費用の全額を負担するものとし、今後双方ともに一切の異議の申立てをしない旨を取り決めたものでございます。この事案の損害賠償の額は172万1,515円でございます。

次に、2件目の相手方は、秩父市在住の方でございます。事故の概要につきましては、令和4年10月24日午後2時40分頃、職員が秩父市役所の駐車場内におきまして、公用車を駐車スペースに駐車しようとしたところ、駐車中の相手方の軽貨物車に接触したことにより、右側後部バンパーに傷をつけてしまったものでございます。

和解の内容につきましては、町側の過失割合を10割とし、修理に要した費用の全額を負担するものとし、 1件目と同様に、今後双方ともに一切の異議申立てをしない旨を取り決めたものでございます。

報告書及び専決処分書に戻っていただきまして、専決処分書2、損害賠償額の支払いについてでございますが、2件の事故のいずれにいたしましても、町が加入する車両任意保険から支払うものであり、全額損害保険が適用されるものでございます。

職員には、日頃から安全運転に十分注意するように喚起しておりますが、今回このような事故が起きて しまったことを真摯に受け止め、今後におきまして、より一層の安全運転の指導の徹底を図るとともに、 事故の再発防止に努めてまいります。

以上で報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長(板谷定美君) 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定) については、報告のとおりご了承願います。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(板谷定美君) 日程第4、議案第1号 令和4年度長瀞町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) 議案第1号 令和4年度長瀞町一般会計補正予算(第5号)の提案理由について ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ502万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を36億7,805万2,000円としようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- ○議長(板谷定美君) 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。 企画財政課長。
- ○企画財政課長(若林健太郎君) 議案第1号 令和4年度長瀞町一般会計補正予算(第5号)につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回502万1,000円 を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を36億7,805万2,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の8、9ページを御覧ください。まず、 歳入の補正についてご説明いたします。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、 補正額260万8,000円のうち168万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対策事業に関する経費について、 地方創生臨時交付金を活用するため、増額するものでございます。また、補正額260万8,000円のうち92万 4,000円は、マイナンバーカード関係の機械器具を購入するため、増額するものでございます。

第3目衛生費国庫補助金、補正額153万1,000円及び1段下の第16款県支出金、第2項県補助金、第2目衛生費県補助金、補正額38万2,000円は、国主導の施策である伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的事業を実施するため、増額するものでございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、第5目土木費寄附金、補正額50万円は、交通安全施設整備に要する費用 に使用するよう寄附の申出があったことに伴い、増額するものでございます。

続きまして、10、11ページを御覧ください。歳出の補正につきましてご説明いたします。まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第11目減債基金費、補正額マイナス10万5,000円は、今回の補正に伴う財源調整のため、減額するものでございます。

第2項企画費、第2目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額129万8,000円は、中学校技術室のWi-Fi環境を整備するに当たり、無線アクセスポイントを増設するため、増額するものでございます。

第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、補正額92万4,000円は、マイナンバーカードの記載に変更が生じた際に、カードの裏面に変更内容を記載する印字システムを購入するため、増額するものでございます。

次に、第4款衛生費、第4項公衆衛生費、第1目予防費、補正額229万9,000円は、妊娠期から出産、子育てまで、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と総額10万円の出産・子育で応援給付金による経済的支援を一体的に実施するため、増額するものでございます。

続きまして、第8款土木費、第1項道路橋梁費、第2目道路維持費、補正額60万5,000円は、寄附金を活用しまして、井戸、中野上及び本野上の3地内におきまして、道路反射鏡を設置するため、増額するものでございます。

以上で議案第1号 令和4年度長瀞町一般会計補正予算(第5号)の説明とさせていただきます。

- ○議長(板谷定美君) これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。 5番、村田徹也君。
- ○5番(村田徹也君) 今の歳出のほうの衛生費で、予防費、出産・子育て応援給付金でありますが、1件につき10万円というふうなご説明だったのですけれども、これは4月に遡ってこの年度ということか、そうでなくてという、そこがちょっと分からないので、10万円というと20名ぐらいに当たるので、多分4月に遡ってかなと。4月から。例えば3月に出産ではなくて、年度が変わって、例えば5月出産とかという場合もありますよね、妊娠していて。そういうのが該当しないのかどうかという点についてお願いします。
- ○議長(板谷定美君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(内田千栄子君) 村田議員のご質問にお答えいたします。

企画財政課長のほうで10万円ということでお話ししたのですが、出産と子育てということなので、妊娠届と出生届、両方出した方につきましては、令和4年4月からの届出につきまして、5万円ずつなので10万円なのですけれども、その間に妊娠届出だけしかまだ済ませていない方につきましては5万円ということになっております。4月に遡って支給をするということになっております。ただし、4月以降出産されている方につきましては、妊娠届出が令和3年度中になっている方でも10万円の支給ということで支給するような形になります。

以上です。

- ○議長(板谷定美君) ほかに質疑ございますか。 5番、村田徹也君。
- ○5番(村田徹也君) すみません、概略は分かったのですけれども、そうなると5万円だけしかもらわないというか、そういう該当もあるということで考えてよろしいわけですよね。
- ○議長(板谷定美君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(内田千栄子君) 村田議員の再質問にお答えします。ちょっと欠けていて、すみませんでした。

現在妊娠届は出しているのですけれども、まだお子さんを出産していないという方につきましては、出生届が出された際にまた5万円を支給ということになりますので、これから出されたときに支給になります。ですので、今日現在、議会でこの予算がご承認されましたら、今日から事業が始まりますので、今日より前に出生届を出している方につきましては、出産分と子育て分で10万円の支給、それから今日より前に妊娠届で出している方は5万円だけ支給ということなのですが、今日以降妊娠届を出した方が出産すれば、その時点でまた5万円支給ということになります。

以上です。

- ○議長(板谷定美君) ほかに質疑ございますか。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(板谷定美君) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(板谷定美君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号 令和4年度長瀞町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(板谷定美君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(板谷定美君) 日程第5、発議第1号 長瀞町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。

議案の内容について、提出者の村田徹也君の説明を求めます。

5番、村田徹也君。

〔5番 村田徹也君登壇〕

○5番(村田徹也君) それでは、発議第1号 長瀞町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 の提案説明を行います。

皆様のお手元に資料とともに配付してありますので、それを御覧ください。現在の議員定数は10人で、平成19年4月の町議会議員選挙から適用となり、令和5年4月で16年を迎えようとしています。これに伴い、過去の改正経緯、類似団体の比較、当町の現状等を踏まえ、令和3年11月から合計5回、全員協議会で意見交換や討議を重ねてきたところです。

それでは、資料1、ホチキス留めの一番表になっているところです。ここに昭和22年から経緯が、変遷が書いてありますが、野上町及び長瀞町の議員定数の変遷ですが、様々な要因により議員定数を削減し、現在に至っているというところを読み取っていただきたいと思います。

定数の妥当性については、地方自治法の平成23年改正で、地方議会の議員定数の法定上限が撤廃され、 法的基準がなくなったことや科学的な数値根拠がないことなどから、最終的には各自治体において様々な 要因を総合的に勘案し、判断する必要があります。

当町の現状としては、資料2の上段、国勢調査における人口の推移を見ていただきたいと思いますが、時間の都合上、少し時間を取れないので、これを御覧いただければと思います。特に資料2につきましては、人口の減少が甚だしいというところが読み取れると思います。一番下のほうに、議員定数改正時における人口の推移というところがありますが、議員1人当たりの人口というふうなことで、昭和50年に480.9人であったのが、平成19年4月末は847.5人で、現在は664.4人というふうになっております。

続きます。議員定数が10人となった平成19年5月1日現在の人口8,475人と直近の令和5年1月末現在の人口6,644人を比較すると、ここで1,800人減少しております。

次、資料3になりますが、一番後ろの資料になります。過去の町議会議員選挙等について、ここに書いてあります。さらに、一番下段の四角の中は、議員1人当たりの主な年間経費等が記載してあります。

さて、平成19年4月の議会議員選挙の有権者数6,883人と直近の令和4年12月定時登録の有権者数5,896人を比較すると、平成28年6月に選挙権が18歳に引下げられたにもかかわらず、約1,000人減少をしております。

資料3の下段、議員1人当たりの主な年間経費については、議員1人当たりの年間経費約350万円が削減され、議員任期の4年に換算すると、約1,400万円の削減となることが見込まれます。また、令和3年4月から現在までの約1年10か月の間、1人の欠員となっている状況が続いておりますが、委員会活動を含む議会活動において、新型コロナウイルス感染症の影響で活動制限がされた時期もあるものの、現在の9人で問題はなく議会活動がされていると認識しております。

以上、当町の現状を総合的に勘案して、議員定数、現在の10人から1人削減し9人に改正するというものです。

なお、当該改正規定は、公布の日から施行し、地方自治法第91条第2項の規定により、施行日以降初めてその期日が告示される一般選挙、令和5年4月に告示される町議会議員選挙から適用しようとするものです。

現在の当町を取り巻く諸情勢、とりわけ顕著な人口減少と厳しい財政状況とを考慮し、町民の皆様から 負託を受けた議会議員としても、このような現状を重く受け止め、議会が目に見える形で姿勢を示すべき であるとの思いがあり、議員定数を削減する条例の改正を提案するものです。

以上で発議第1号 長瀞町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の説明を終わります。議員皆様のご賛同いただきまして、ご議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(板谷定美君) これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。 7番、大島瑠美子君。
- ○7番(大島瑠美子君) 7番、大島瑠美子です。

長瀞町議会議員の定数を定める条例の一部を改正につきまして、私は10人から9人になるということには賛成しかねますので、反対ということで申し上げたいと思います。

議員定数につきましては、今までどおり、つい最近のことなのですけれども、2回ほど全協室においているいろと協議してきました。10人と、それから今までどおりと、減らすことについてどう思いますかということでした。会議の中の議論は、一方的という、やっぱり二分されていました。何にもまだ、結論もよく聞いておりませんでしたので、言葉を尽くすわけにもいきませんでした。

議員とは、高いレベルの責務を持ち、そして粛々と務めを果たすということだと私は思っています。選挙で選ばれた議員の地位は重いことは、言うまでもありませんことは皆様もご存じのとおりと思います。 今はコロナ禍でございますので、各事業がことごとく縮小されて、議員の出番がありませんでした。もったいないことと思っております。招集がないから、議員の定数を減らしてもいいと考えているのは、ちょっとおかしいかなとも思います。

そして、全国に9人の定数の町議会が、全国の中でも奈良県に3つあります。明日香村、それから吉野町、安堵町だけが9人の定数でございます。そして、奈良県の明日香村は女性1人が議員になっています。 吉野町と安堵町は女性が、2つ町がありますけれども、ゼロ人です。

そして、私は女性議員です。女性の参画とか女性の権利、多様性とかということを考慮してやってまい

りました。これからも女性議員を増やさなければならないと考えています。定数を減らすと女性議員が多分いなくなる可能性が多くありますので、少しでも女性議員ができるような可能性の間口を開けておいてほしいと思っております。

それからまた、議員になりまして、皆様のために尽力したいという方は町内に多くの方がいらっしゃいます。人数を減らさなくて、10人ということでやっておいたほうがいいと思います。

それからまた、2月の2日に読売新聞に報道されたことにより、世間様のことをどういうふうに思っているかなということで私は気にしています。ですが、私は現行のまま10人の定数でいいと思いますので、申し上げます。

以上です。

- ○議長(板谷定美君) 質疑。質問。
- ○7番(大島瑠美子君) 質問ですか。
- ○議長(板谷定美君) はい。
- ○7番(大島瑠美子君) 質問はだから、今申し上げましたように、人口減少や財政状況ということだけを考えて、人数とかということにつきましては、あとのほかの福祉だとか何かと、小さい町でも人数が多くてやっているということもあると思いますので、それについてどう思うかお聞きしたいと思います。
- ○議長(板谷定美君) 5番、村田徹也君。
- ○5番(村田徹也君) それでは、私の答えられる範囲でお答えをしたいと思います。

先ほども申しましたように、平成23年に地方自治法が改正されまして、議員定数というのは上限がなくなりました。それまでは、上限が例えば26人とかという市については、おおよそ日本中の市が、その上限に合わせて定員をつくっておりました。現在の状況、先ほども申しましたが、全国の町村議員の人数というのがあるのですが、これは規定ではありません。一番小さい村になりますと200人ぐらいの村もあります。区も含めているのですが、現在1,740ぐらいの市町村があるわけです。200人から、町でも5万人を超えるところもあるのです。5万3,857人という自治体、これは大分差があります。200人から5万人を超えると。この議員の定数の平均というものは、現在12.5人ということだそうです。これは総務省の調査です。

あと、議員1人当たりの住民数の平均ということなのですが、議員1人当たりの住民数の平均が現在、これはちょっと、平成27年で五、六年前の資料になりますが、平均的に996人が議員1人当たりの要するに住民の人数となっております。当町では、先ほども言いましたが、約六百六十数名という人数になっております。

それから、大島議員の言われたことに関して、コロナ禍で議員の活動日数が少ないというふうなこと、これは定員削減と関係あるのかちょっと分かりませんが、現在地方自治法等によりますと、定例会は年4回、臨時会は3.1回と、これが平均になっているようですが、通年議会開催というのがもう今は認められております。町村の年間の平均会期日数というのが47.5日なのです。約50日ということになります。当町と比べてみると、これはやっぱり歴然と差があって、当町のほうが少ないと。これは会期ですから、委員会は別にしてです。そのようなこともあります。

あと、経費の問題も出ましたが、経費の問題につきましては、これは私も調べたところ、これも政府のほうの発表なのですけれども、平成22年、大分古いです。大分古いのですけれども、平成22年に町村の総決算に占める議会費というのが0.56%です。0.56%。本年、これは予算ですが、令和4年の当町の総予算、当初予算です。32億1,714万6,000円です。これに対して議会費が3,758万9,000円。これを計算してみます

と1.2%ということで、全国平均の古い0.56%と比較しても、倍ぐらいの経費がかかってしまっているというような現状もあります。

あと、大島議員の言われた女性議員ということにつきましては、新聞報道でもありますが、およそ14% ということで、女性活躍社会というのが提唱されていますが、なかなか地方自治体とかにおいては、管理職のパーセンテージとか、企業では大分上がっているようなのですが、なかなか占める割合が上がっていないというのは確かだと思います。

これは日本が、本当に古い話ですが、男尊女卑という社会から、今現在の民主主義の世の中になったのですが、うまく移行ができていないのが現状ではないかなと私は思います。女性が少ないということにつきましては、これはお答えするのが非常に難しいのですけれども、なぜだろうと。門戸を広げれば確かに、これが10人ではなくて、もっと多ければ、女性も入ってきやすいということはあるのかもしれませんが、現状としてこの9人に少なくした場合に、女性がいなくなってしまうのではないかというふうな、立候補する人がいなくなってしまうのではないかということが直結するとは、私は思えないというふうな答弁しかできませんが、また何かあったら質問のほうをお願いします。

- ○議長(板谷定美君) ほかに質疑ございますか。 8番、新井利朗君。
- ○8番(新井利朗君) 幾つか質問させていただきます。

今日の配付された資料の中で、初めてといいますか、4回、戦後、昭和46年から平成18年までの間に、4回減数条例が提案され、可決された話が出ております。資料として出ています。その中で、資料の中でちょっとお聞きしたい一つは、この4回の改正条例を提案されたときには、賛成者というのが1名であったというふうなことがあったのでしょうか。

割とこういうことは、十分な話合いがなされた上で、大勢の賛同議員がいて提出されたものが普通かと思うのですが、今回提案されたものにつきまして、提出者1名、賛成者1名ということで提出されました。これは発議するについて、足りる人数ではあると思いますけれども、過去4回の改正案が提案されたときには、何人ぐらいの賛成者がおられたのでしょうか、まず1問。

それから、今回の減数について、議員間で先ほどは5回ほど話合いが行われたということで提出者から 説明がありました。その中でいろんな話をする中に、定数の話も、減数の話も話題になりまして、やった と思います。先月やったときにも、この減数を直接の議題として招集を受けた、また話合いがされた状態 でなくて、議会全般について話したいということであったと思います。そういう中で、自由に意見をみん なが、9人かな、意見を述べました。

そういう中で、私とすると、今、最近は、各界各層で活躍されてきた退職者も大勢長瀞町内にお住まいになっておりますので、そういう方々の意見も拝聴したり、何か意見を発表していただいたり活躍していただいたりするためにも、逆に、費用がかかるのであれば、報酬を引下げてでも定員を増やして、そしてそういう議会にすることも、開かれた議会になるのではないかというような趣旨の発言をいたしました。そういうふうなことであったので、1月のことであったから、今回の臨時議会を開いて、3月の議会前に急遽出てくることは予想していなかったのですけれども、出てくるとしたとしても、もう一回ぐらいは十分な話合いが議員間でされるものであったというふうに思うところであります。

そういうところから、この提出者1名、賛成者1名というだけで、要件は満たしているかと思いますけれども、そのことについて十分な話合いがなされているのかということ。

それから3つ目として、4月の23日に町議選が行われるということが選管の発表でありますけれども、長瀞町内におきまして、現職である、また新人の方も幾人か声を上げようとしております。そういうふうな動きの中から、選挙に、あちこちで地方選の定数というか、選挙にならない、無風状態というふうな話もあったり、議員の成り手不足、少ないというふうなことが報道されるような状態でありますけれども、この直前になって減数をしようということで、結局少なからず現職にしても、それから新人にしても、大いに心配の状態になったと。こういうものというのは、もっと早くに改正しておくべきことなのかなというふうに思うところであります。そういうところから、3点について質問いたします。

- ○議長(板谷定美君) 5番、村田徹也君。
- ○5番(村田徹也君) ただいま新井議員のほうからの質問がありましたが、過去において、1人の提出者で1人の賛同者ということで何回あったかというふうなことにつきましては、申し訳ありませんが、そこまで調べていないので、私は今現在ここでお答えすることができませんが、今日これを議決ということになりますと、後でお知らせしますということは甚だ失礼ではありますが、今現在としてお答えする数値を持っておりません。もし町当局のほうで、そのような資料があったら答えていただきたいと思います。それがまず1点。

あと、ちょっと内容的によく分からなかった3点目の、例えば今ここで、なぜ時間を要していないかというふうなことも、選挙直前で、今立候補しようとしている人たちもいる、また現在の議員でも再度立候補する人がいるということで、非常に不安という言葉でよろしいですかね、ちょっと早急過ぎるのではないかというふうなお話だったのですけれども、まず新人の、もし出られる方についても、我々現職にしても、議会議員に立候補して活動しようということについては、平等ではないのかなと。現職であろうと新人であろうと、全く同じ条件ではないのかなというふうに思っております。

もう一点、ちょっと要領をつかめなくて申し訳なかったのですけれども、また再質問していただければ、 そこでお答えしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(板谷定美君) ほかに質疑ございますか。 8番、新井利朗君。
- ○8番(新井利朗君) 1人で提出したことがあるのかという、賛成者で出したことがあるのかということもありましたけれども、結局総務課でなくては答えられないと言われた過去は、議員の十分な話合いが行われた後で、賛成者も多く出されてきたのではないかなというところから質問したわけで、特に1人の賛成だけで、要件は満たしてはいるけれども、その辺のところが十分に話合いされていないというところで私はお聞きしました。2番の質問ももちろんそうでした。

そういうふうな中で、次のいわゆるまとめのための話合いというか、あれがなくて実際のところいたものですから、そのことについて、いわゆるまだ話合いで、みんなフリーで意見を出した段階の話であって、それをこういうふうにまとめました。まとめまして出しますよというふうな形の意見まとめがなかったことで、2番目の質問をさせてもらっているところです。

それから、3番目につきまして、現職も新人も確かにスタート、同じ条件かもしれませんけれども、新人さんにとっては非常に、現職にしてもそうですけれども、大きな、気を引き締めることにもなってきたかなという感じがするのですけれども、これが可決された場合には。そういうふうなことを含めての質問でありました。お答えいただけますか。分からないですか。

○議長(板谷定美君) 5番、村田徹也君。

○5番(村田徹也君) 新井議員の再質問につきまして、新井議員の言われるところは、まだ議論を尽くしていないのではないかというふうなことがまず第1点かと思います。それから、非常に答えにくいというか、抽象的なことなので、ではそのことについて。

何度か我々、文章表現で出したりというふうなことが行われ、1月でしたか、全員協議会の席で、この定数削減について話合いを持ったと思います。本来なら、もう少し踏み込んで、町民の意見がどうであるとか、そのようなこともあろうかと思いますが、多分過去においても町民アンケートとか、そのようなことをなされてこの改正というのはしていないのではないのかなと思います。多分民意というのはあろうかと思いますが、その民意についても、それぞれ町民の方々のご意見は違ってくるのではないのかなと。

前回の全員協議会では、いろいろ報酬問題とか、そういうことも出ましたが、特に議員定数については、 4年に1回の選挙であるので、ここでやるならやっておかなければ、4年後になってしまうということで、 報酬等につきましては、その年度の中でできるから、いつでもできるといいますか、例えば4月に新たな 選挙が行われたら、それからの議会でも報酬については話合いを持って、どういうふうにしていこうとか というふうなこともできるのではないかということで、差し当たって今回は、この定数削減について、臨 時議会を開いてというようなまとめだったように私は記憶しております。

答えに至っていない部分もあろうかと思いますが、以上です。

- ○議長(板谷定美君) 8番、新井利朗君。
- ○8番(新井利朗君) 今回のこの条例案を見させていただきまして、今日発言するにつきまして私も非常に考えました。でも、この質問をする前に、まだ括弧してあるのですけれども、「反対するものではありませんが」というふうに括弧をしておいて、幾つか質問させていただきますということで、自分では言おうとしていたことなのです。

私は、十分な話合いがされていなかったというふうにも思うところでありますけれども、こういうふうな条例案が提出されたわけでありますが、この減数につきましては、先ほども申し上げましたけれども、現職並びに新人にも大きな影響を与えることでありますので、今後は少なくとも1年前には決めておくようなことを、議会側としてみんなが認識しておく。特に議長、また事務局、そういうふうなものが認識しておけるようなことにしておいてほしいなというふうに思うところであります。

以上で一応第3質問といいますか、発言とさせていただきます。

- ○議長(板谷定美君) よろしいですか、それで。
- ○8番(新井利朗君) はい。回答は要らないです。
- ○議長(板谷定美君) いいですか、答弁は。
- ○8番(新井利朗君) はい。
- ○議長(板谷定美君) ほかに質疑ございますか。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(板谷定美君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番(大島瑠美子君) 今一部改正についてということで、先ほども言ったところ、ちょっと反対意見だとかなんとかということで言ってしまったものですから、ちょっとおかしいなと自分でも思ってはいまし

た。ですけれども、私にしてみては、コロナ禍であるので、それから後は9人という定数というのはいかがなものかとも思います。いつでも4対4の表決になったら、議長の采配でいいですということになるということも、よく考えてしてほしいと思います。

県議会とか何かというのにつきましては、今94から1議席削減して93議席としておりますので、そこのところは奇数でもいいかと思いますけれども、人数が多いですから、いいと思いますけれども、こういう小さい市町村で表決を取ったときに、4人と4人というのでなったときに、あとは議長がどちらかにつくというふうなことになりますので、そこのところもよく考えてする必要があると思いますので、まだ定数の一部を改正する条例については、今回については、本当に話合いがまだよく煮詰まっていないということがありますので、私については、やめるとか取下げだとか、それから却下ということは、そういうことはございませんですけれども、今回はこれを流して、やめましょうというようなことにすることについて、そういうふうにしてほしいなと思います。

以上です。反対意見です。

○議長(板谷定美君) 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(板谷定美君) よろしいですか。

ほかに討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号 長瀞町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。 本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(板谷定美君) 起立多数によって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長(板谷定美君) 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付してありますとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(板谷定美君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎字句の整理

○議長(板谷定美君) ここで字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適当あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(板谷定美君) ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決まりました。

\vee

◎町長挨拶

- ○議長(板谷定美君) 以上で本臨時会の会議に託された議事は全て終了いたしました。 本臨時会の閉会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。 町長。
- ○町長(大澤タキ江君) 臨時議会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、補正予算案1件につきまして慎重にご審議いただき、原案どおりご議決を得ることができましたこと、誠にありがとうございました。

また、3月8日には3月定例会が開会となります。続けての招集となりますが、ご参集賜りますようお願いいたします。

まだまだ厳しい寒さが続きますが、少しずつ春の訪れが感じられる時期でもございます。議員の皆様方におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、引き続き町政発展のためにご活躍くださいますようお願い申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長(板谷定美君) これをもちまして本日の会議を閉じ、令和5年第1回長・町議会臨時会を閉会いた します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議 長 板 定 美 谷 署 名 議 員 井 利 朗 新 光 署 名 議 員 染 野 谷